

宇治茶GAP 点検シート

(第2版:2014年3月)

<内容>

点検シートの使い方

茶園管理編 点検シート (P 1~20)

製茶工場編 点検シート (P21~35)

あなたのお名前			
自己点検した日	/	/	/

宇治茶 GAP 推進プロジェクト

1 G A P (Good Agricultural Practice) とは

G A Pは、良い農業を続けていくこと、すなわち、農産物の安心安全の確保、生産者の労働安全の確保、環境保全、また信頼のある生産活動の実現に向けての生産者自身の取組（道具）です。

具体的には、

- ① 農作業の工程を振り返り、良い農業のために気をつけるべき点が無いかを検討し（リスク※の気づき）
- ② 気づいたリスクを避けるために工夫やルールを考えて改善し、
- ③ 工夫やルールに基づいて行った作業を振り返り、さらにより良い農業へと改善していく持続的な取組です。

2 宇治茶G A Pの必要性

宇治茶G A Pの取組は、生産者を守り、また産地の信頼を高める取組です。

昨今、産地の偽装表示や残留農薬問題などの事件が次々と発生し、食の安心安全への関心は年々高まりを見せており、生産者にはこれまで以上にリスクの管理（農薬・肥料・水・異物混入など）が厳しく求められています。

ひとたび、食の安心安全を脅かすような事故が起きると、生産者自身の経営だけでなく、産地としても大きな

ダメージを受けることとなります。

また、茶園や製茶工場での農作業事故は、事故にあった生産者の身体的苦痛はもちろん、作業の中断は、茶業経営上も大きなダメージとなります。

さらに、環境に負荷を与えるような茶業は、将来にわたる持続的な茶生産を脅かすものです。

GAPの取組みは、以上のようなリスクを低減していく取組であり、また、消費者や茶流通業者の信頼に繋がる、まさに茶産地としての土台として必要な取組です。

※リスク：損失を被る危険性、被害や悪影響、危険を与える可能性

3 宇治茶GAPの特徴

宇治茶GAPは、京都府内の生産者のための取り組みであり、茶関係機関が一体となって支援をします。

宇治茶GAPに、府内の生産者全員が取り組むことで、宇治茶産地としての取組となります。このため、府内の茶関係機関が一体となって、生産者の取組を支援します。

本点検シートについての質問や、不明なことがありましたら、「宇治茶GAP指導員」にお尋ねください。

4 G A P への誤解

G A P = 「チェックシートの記帳」では ありません。

G A P と聞くと、「チェックシートに記帳すること」との誤解があります。

チェックシートは、G A P に取り組むための手段であり、取り組むためのポイントを示してくれるものです。

チェックシートに記帳しているだけで、本来の目的であるリスク低減が図れていないのでは、記帳の手間だけを費やすことになり、G A P に取り組むメリットが消えてしまいます。

施設（工場）の新しさ、古さで、G A P に違いはありません。

G A P は、リスクを低減させる取組で、個々の生産工程の工夫やルールづくりによって改善を図っていきます。

施設（工場）が古ければ「×」、新しければ「○」という考えは、G A P には当てはまりません。

仮に古い施設であっても、リスク低減に向けた工夫やルールづくりによって改善が図れれば、それはG A P の成果です。

逆に新しい施設であっても、生産者にG A P に取り組む意識がなければ、リスクを放置することになり、G A P にはなりません。

5 本点検シート of 取組み方

自分の作業の中で、リスクの高いところから、また、出来るところから取組みましょう

前述のように、点検シート（チェックシート）は、取り組むためのポイントを示してくれています。

点検シートに基づいて個々の作業を振り返ると、これまで何げなくしていたことでも、「安全」でないお茶になるリスクがあることに気づいたり、これまで以上に安全な茶生産に向けての工夫が見えてくるかもしれません。

初めからすべてのポイントで取り組むことは困難かもしれません。

これまでに取引先から製品に対してクレームを受けたり、怪我をしてしまった作業はありませんか。

また、まだ起こってはいないけれども、大変なことが起こってしまわないように、まずは、リスクの高いところから、また、出来るところから取り組んでみてください。

茶園管理編

農場責任者：

肥料保管担当者：

施肥設計担当者：

農薬使用担当者：

農薬保管担当者：

茶園管理編

1 「安心安全な茶園管理を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-1-1	必須	新規に栽培する茶園の安全性の確認	新植などで新しい土地にお茶を植える前に、次のような問題がないかどうか検討し、問題がある場合は対策を実施している。 ①土地の使用履歴			
			②土質(土壌の物理性、化学性)			
			③土の安全性(重金属汚染、残留農薬等)			
			④水質(水の化学性)			
			⑤水の安全性(有害物質、細菌、汚染物質等)			
			⑥作業の安全性(地理的条件、転倒防止、保護具等)			
			⑦ドリフトの危険性(近隣の営農状況の確認等)			
1-1-2	重要	茶園土壌の安全性の確保	茶園土壌に、安全性に問題がある要因(重金属、化学物質、微生物等)が含まれていないか検討し、含まれていると考えられる場合には対策をとっている。			
1-1-3	重要	栽培中に使用する水の安全性の確認	農薬散布や灌水等、茶園で使用する水に、安全性に問題がある要因(重金属、化学物質、微生物等)が含まれていないか検討し、含まれていると考えられる場合には対策をとっている。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-1-4	重要	農薬散布機の使用前点検	①農薬散布作業の前に、タンクやホース等の散布器具が十分に洗浄されていることを点検している。			
			②ノズルやホースの接合部等のチェックを行ってから農薬の散布作業を開始している。			
1-1-5	必須	農薬の正しい計量・希釈	①農薬を正確に計量できる器具(秤)を使用している。			
			②平らな場所で正確に希釈している。			
1-1-6	必須	農薬使用基準の遵守	①京都府茶生産協議会発行の「茶樹病虫害防除指針」の使用基準を守っている。			
			②使用する時には、使用方法(散布・灌注等)・希釈倍率・混用可否・使用量・使用回数・総使用回数及び使用時期(摘採前日数)について、ラベルの指示を確認して使用している。			
1-1-7	重要	農薬散布機の使用後の十分な洗浄	農薬の散布後には、薬液タンク・ホース・噴頭・ノズル等の農薬残留の可能性があるので、箇所を注意して手順を決めて洗浄している。			
1-1-8	必須	ドリフト(農薬飛散)事故の回避対策(その1)	周辺で栽培されている作物の栽培状況を把握し、そこからの農薬のドリフト(飛散)の危険性について認識している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-1-9	重要	ドリフト(農薬飛散)事故の回避対策(その2)	周辺の生産者と農薬散布予定の情報交換をすることなどにより、ドリフト(飛散)回避対策を行っている。 また、情報交換では回避出来ないドリフトについては、他の対策をとっている。			
1-1-10	必須	農薬使用を必要最低限にする取組	化学農薬の使用回数を必要最低限にするための様々な工夫に基づく病害虫防除を行っている。			
1-1-11	必須	農薬の適切な保管(場所)	①部外者が立ち入れないよう鍵をかけた場所で保管している			
			②毒物・劇物や危険物に該当する農薬を保管している場合には、それらを警告する表示をしている。			
1-1-12	必須	農薬の他容器への移し替えの禁止	農薬類は、もともとの容器できちんと保管しており、ジュース等飲料の容器に移し替えてはいない。			
1-1-13	必須	発火性または引火性の恐れがある農薬の適切な保管	発火性または引火性の恐れがある農薬(油剤・乳剤等)を保管している場合は、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-1-14	重要	農薬の保管方法 【保管上の整理 整頓方法】	① 開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれない様になっている。			
			② 農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない、もしくはトレー等を利用している。			
			③ 作物に使用するもの、作物以外に使用するもの(除草剤や圃場外に限って使用が許可されているもの)を分けて保管し、誤用を回避している。			
			④ 農薬流出に対処するため、開封した農薬及び未開封でも破損し易い容器の農薬については、内容量にあったトレーや囲いを活用している。 流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ゴミ袋等が用意されている。			
			⑤ 冷涼・乾燥した場所で保管している。 また、ラベルで要求されている場合にはその温度条件が保たれている。			
			⑥ その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に従っている。			
			⑦ 立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。			
			⑧ ラベルが読める程度の明るさがある。			
			⑨ 農薬及び農薬準備・使用に必要な器具と、それ以外の肥料等の資材・摘採袋・燃料・機械・農産物等が接触しないように保管されている			
			⑩ 農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策がとられている。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-1-15	必須	農薬の最終有効年月の管理	最終有効年月を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は安全に保管・管理し、地域の行政やJAの指導に従って処分している。			
1-1-16	必須	農薬使用の記録 ①	農薬を使用する際は、茶生産管理台帳に下記の項目がわかるように記録している。 ①使用場所（圃場の名称または圃場番号）			
			② 使用年月日			
			③ 農薬の商品名及び有効成分			
			④ 希釈倍数と使用量			
			⑤ 使用時期(摘採前日数)			
1-1-17	重要	農薬使用の記録 ②	①作業者名			
			② 使用目的(適用病害虫・雑草名)			
			③ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む)			
			④農薬使用責任者名			
1-1-18	重要	特殊肥料・敷き草・その他資材の安全性	汚泥肥料・堆肥等の特殊肥料等の資材は、農産物に危害を及ぼす要因(重金属・化学物質・微生物)がないことを確認して使用している。			
1-1-19	重要	肥料散布機の使用前点検	肥料散布機の使用前点検を行い、散布口の詰まりが無い等を確認するなどして安全に正確に散布出来ることを確認している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-1-20	必須	摘採等の作業中の危害要因の特定・検討	茶園管理作業の中にある安心安全を脅かすリスクを洗い出すために、作業内容や使用機械、器具を体系化して整理し、危害要因を検討している。			
1-1-21	必須	茶の安全を確保する対策・ルール・作業手順の決定	1-1-20で見いだした危害要因を回避するための対策・ルール・作業手順を、各作業工程ごとに作成して文書化している。 <u>対策・ルール・作業手順は、別表1を参考として独自の必要ルールを定めている。</u>			
1-1-22	必須	対策・ルール・作業手順の周知と実施	上記で定めた対策・ルール・手順を全ての作業者が知っていて、実践している。			

2 「農業労働の事故を防ぐために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-1	必須	作業における危険箇所の把握	茶園管理作業において作業者のケガや事故が発生することが考えられる危険な作業・場所について、一覧表などを作成して整理している。			
1-2-2	重要	事故の防止対策	上記で整理した一覧表に基づき、事故を防ぐための対策やルールを作成している。 <u>具体例としては別表2を参考とする。</u>			
1-2-3	重要	事故の防止対策の作業員への周知徹底	上で決めた対策・ルール・手順を、茶園で作業を行う全員が知っていて実践している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-4	重要	危険な作業に対する作業者の制限	危険な作業を実施する作業者は、下記の条件を満たしている。 ①安全のための十分な訓練を受けたことが記録で分かる。			
			②危険な作業をする者は、酒気帯び者、薬剤を服用して作業に支障のある者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。			
			③高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。			
			④安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。			
			⑤一日あたりの作業時間の設定と休憩の取得を設定している			
1-2-5	必須	公的資格の取得	茶園管理作業の中に、下記作業等がある場合は、公的資格を保有している、または講習を修了した者がいる。 危険物取扱者、フォークリフト運転技能講習等			
1-2-6	重要	安全な農業機械の使用	①安全装備の確認、使用前点検、使用後の整備等は機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で実施している。			
			②機械・設備の安全を損ねるような改造を実施していない。			
1-2-7	必須	適切な燃料の保管管理(その1)	①燃料類の周辺は、火気厳禁にしている。			
			②危険物は、消防法及び地方公共団体の火災予防条例に定める指定数量に関する取り決めを遵守して保管している。			
			③適切に消火設備を配置している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-8	重要	適切な燃料の保管管理(その2)	①燃料類は、ひび割れやキャップ・栓の閉め忘れ等がなく、漏洩を防止して保管している。			
			②ガソリンは、専用のスチールの容器で保管する。			
1-2-9	努力	適切な燃料の保管管理(その3)	① 使用しないときはバルブをしっかりと閉めている。			
			② 燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている。			
			③危険物表示を行っている。			
1-2-10	必須	農薬散布時の保護衣・防護具の着用	農薬散布作業者は、適切な防除衣及び保護具(マスク・ゴーグル・手袋等)を着用して作業を行う。			
1-2-11	重要	保護衣・防護具の洗浄	保護衣・防護具は、使用後に適切に洗浄している。			
1-2-12	必須	保護衣・防護具の適切な保管	保護衣と防護具(マスク・ゴーグル・ゴム手袋、ゴム長靴等)は、農薬および農産物と接触しないよう保管する。			
1-2-13	必須	労災保険への加入	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。(常時雇用の従業員が、5名未満の個人事業を除く)			
1-2-14	必須	最低賃金の遵守	従業員・雇用者の最低賃金は法律を遵守している。			

3 「環境にやさしい茶園管理を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-3-1	必須	農薬散布液の調整方法	①農薬の散布液が余ることの無いよう、散布面積から必要な量だけを調整している。			
			②農薬の空き容器や調整する際に使用した計量カップ等は、使用后3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻している。			
1-3-2	重要	農薬による水質汚染の防止	使用した農薬が地下水や河川を汚染しないようにしている。 ①必要最低限の使用			
			②散布残液の適切な処理			
			③散布器具の洗浄水の適切な処理			
1-3-3	必須	農薬の周辺住民への影響の回避	①周辺地へ農薬のドリフト(飛散)がないように、散布方法や風向き・風速などに気をつけて散布している。			
			②散布する際の近隣住民への事前の周知等を行っている。			
1-3-4	必須	廃棄物の減量・分別・リサイクル(農薬の空容器)	農薬の空容器は下記のことを守って保管している。 ①空容器の処理と保管はラベルの指示に従っている。			
			②容器内の農薬は使い切っている。			
			③空容器は他の目的に使用しない。			
			④人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に保管している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-3-5	必須	廃棄物の適正な処理の実施 (農薬の空容器等)	農薬の空容器は下記のことを守って処理している。 ①地方公共団体の指導に従って処理している。			
			②地方公共団体、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。			
1-3-6	重要	肥料による水質汚染の防止	必要以上の施肥によって、地下水や河川を汚染しないように、施肥量の適正化等に留意している。 ①投入した堆肥等からの肥料成分の考慮			
			②施肥基準に則した施肥			
			③緩効性肥料の利用等			
1-3-7	必須	肥料の使用に関する内容の記録・保存	生産管理台帳に下記の内容を記録している。 ①施肥した場所(圃場の名称または圃場番号)			
			②施肥日			
			③肥料等の名称と成分			
			④施肥量			
			⑤施肥方法(散布機械の特定を含む)			
			⑥作業名			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-3-8	必須	廃棄物の適切な保管と処理	①茶園管理作業で出る廃油・廃プラスチック・植物残渣・その他の廃棄物を把握し、処理方法と保管場所を整理している。			
			②廃棄物は地方公共団体の指導に従い、適切に保管・処理している。			
			③使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしていない。			
1-3-9	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクルの実施	茶園から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ①廃棄物の減量			
			②決められた場所に分別して保管			
			③リサイクルの努力をしている			
1-3-10	重要	外来雑草の適切な管理	堆厩肥を施用する場合は、発酵熱による外来雑草種子等の殺滅に留意している。			
1-3-11	必須	土づくりの実践	堆肥や適切な土壌改良資材の投入等により、土づくりを行っている。			
1-3-12	重要	土壌流出の防止	茶園からの、土壌や肥料の流出が考えられる場合には、透水性の改善や敷き藁を行うなどの対策をとっている。			
1-3-13	努力	エネルギー節減対策の実践	① unnecessary 電力消費がないよう管理している。			
			②車のアイドリングのストップ等、省エネルギーを実践している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-3-14	努力	適切な鳥獣被害対策の実施	下記のような鳥獣を引き寄せない対策、被害防止対策を実施している。 ①放任果樹の伐採			
			②侵入防止策の設置			
			③追い払い活動			

4 「安定的な経営のために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-4-1	必須	茶園・関連施設の基本情報の整理	宇治茶GAPに取り組む際の基礎的な情報として、下記の情報を整理している。 ①茶園の名称または茶園番号、茶園所在地の特定(地番等)、面積、品種			
			②倉庫等の施設の名称、所在地の特定(地番等)			
			③周辺の状況が分かる茶園(圃場群)・施設の地図			
1-4-2	必須	責任と権限	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある ①農場の責任者 ②施肥の責任者 ③農薬使用の責任者 ④農薬保管の責任者 ⑤労働安全の責任者			
1-4-3	必須	登録品種の種苗の適切な使用	許諾が必要な登録品種の苗については、権利者の許諾を得て栽培している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-4-4	努力	知的財産の保護	①新たに開発した技術は特許・実用新案を申請している			
			②新たに育成した品種は、品種登録をしている			
			③新たにブランド化した商品名は商標登録している			
1-4-5	必須	苗の購入伝票等の保存	①新植や改植をする場合、苗の品種名・販売者・購入年月日を記録している。			
			②自ら育苗している場合、挿穂の出所(圃場の名称または圃場番号)を記録している。			
1-4-6	重要	茶栽培機械の適切な保全・整備	①肥料散布機・農薬散布機・茶園管理機等、動力の付いた設備・機械は、年1回以上の定期点検・整備及び必要に応じた始業前点検を行い、設備・機械の不良による労働事故、農産物汚染、環境汚染等を防いでいる。			
			②設備・機械の定期点検、整備及び修理の記録を残している。			
			③外部の点検・整備(修理を含む)サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。			
1-4-7	重要	肥料等の在庫管理	①肥料等の在庫が台帳で確認できる。			
			②肥料等の購入記録や散布記録に基づいて、台帳には入庫ごと・出庫ごとの記録がある。また、記録から実在庫が確認できる。但し、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-4-8	重要	農薬の在庫管理	①農薬の在庫が台帳で確認できる。			
			②農薬購入記録と農薬使用記録に基づいて、台帳には入庫ごと・出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。			
			③開封された農薬から先に使用できるように管理されている。			
1-4-9	必須	自己点検の実施	宇治茶GAPの自己点検を年に1回以上行っている。			
1-4-10	重要	信頼できる自己点検の実施	自己点検は、宇治茶GAPを十分に理解している者が行っている。 例えば、下記の方法がある。 ・すでに承認されている農場の責任者が行う ・宇治茶GAP指導員と共同で行う ・宇治茶GAP指導員による十分な指導のもとで、農場の責任者が行う			
1-4-11	必須	自己点検からの改善	自己点検の結果、取り組めていない項目を改善している。また、そのことが記録で分かる。			
1-4-12	必須	記録の保管管理	宇治茶GAPでの記録を保管している。			
1-4-13	重要	訪問者に対する注意喚起	家族、従業員以外の外来者に対しても、GAPで定めたルールを説明の上、守ってもらっている。			

別表1 1-1-21 茶の安全を確保する対策・ルール・作業手順の例(摘採・被覆・生葉運搬等)

No.	対策・ルール・作業手順(具体例)	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1	・茶葉に触れる被覆資材は、安全性の証明された素材を使用する。			
2	・異物混入のリスクのある、劣化した被覆資材は、使わないようにする。			
3	・被覆材をはずす際、ピンチが茶園に残らないように注意する。			
4	・残留農薬がないように、摘採する圃場が摘採前日数を満たしていることを確認してから摘採をする。			
5	・摘採容器(袋・バケツ)の中に、古葉や異物が残存しないように対策をとる。			
6	・摘採袋に、堆肥・石等の異物が付着しないように対策をとる。			
7	・摘採生葉に機械のボルト・ネジ・部品・錆・塗装片・摘採残渣や、工具・スプレー缶等が混入しないように対策をとる。			
8	・摘採生葉に、昆虫・小動物が混入しないように対策をとる。			
9	・茶株面及び茶株付近の飲料缶等のごみ・落ち葉・雑草の刈り込み・土埃等が混入しないように対策をする。			
10	・作業者の所有物・服装からの異物が混入しないように対策をとる。(軍手・タオル・携帯電話・鍵・小銭・ペン・ボタン等)			
11	・茶葉に触れる部分に使用する潤滑油は、食品専用のタイプを使用する。			
12	・燃料タンクからの燃料漏れがないように対策をとる。			
13	・給油時に茶園に燃料がかからないように対策をとる。			

No.	対策・ルール・作業手順(具体例)	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
14	・生葉運搬用のトラックの荷台は、農薬・肥料の残り・油類・砂・石・ゴミ等を除去する。			
15	・生葉運搬用のトラックの荷台・側板の破損からの異物混入を防止する対策をとる。			
16	・摘採袋や荷台に無理に詰め込み過ぎないようにし、保護シートをかける等して、速やかに茶工場へ搬送する。			
17	・靴底から泥・砂利等が混入しないように対策をとる。			
18	・タバコ・携帯電話・タオル・軍手・生葉受取伝票等が混入しないように対策をとる。			
19	・生葉投入口付近の地面の石・砂利等の異物が混入しないように対策をとる。			
20	・摘採袋は、洗浄等して衛生的に保管する。			
21	・摘採袋は、農薬・肥料・油類からの汚染を防止できる場所に保管する。			
22	・茶工場へ搬入前に、農家の倉庫内で一旦生葉をあけて調整する場合には、農薬・肥料・油類からの汚染を防止できる場所を実施する。 また、シートや掃き込み用の箒・箕は、衛生的で異物混入が防止出来るものを使用する。			

他に考えられる独自の対策・ルールを以下に記入しチェック

No.	対策・ルール・作業手順(具体例)	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				

別表2 1-2-2 農業労働の事故を防止する対策・ルール・作業手順の例

No.	対策・ルール・作業手順(例)	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1	・乗用型管理機の積み降ろし時に、転落や横転を防止する対策をとる。			
2	・乗用型管理機の搬送時に、転落、横転、及び他の車との接触を回避する対策をとる。			
3	・段差、崖及び防霜ファン等の障害物のある場所を十分に認識した作業を行う。			
4	・圃場の傾斜を考慮した機械操作を行う。			
5	・乗用型管理機の場合、居眠り運転による事故を防止する対策をとる。			
6	・作業を中断して機械調整や異物除去をする場合は、必ずエンジンを切って実施する。			
7	・安全走行に留意する。			
8	・生葉の搬送時には、摘採袋が落下しないように、保護シート等でしっかりと固定する。			
9	・油類は、ひび割れやキャップ・栓の閉め忘れ等がなく、漏洩を防止して保管する。また、漏洩した場合に備えて、布切れ等を常備する。			
10	・油類の周辺は、火気厳禁にする。			
11	・ガソリンは、専用のスチールの容器で保管する。			
12	・高所に機械や資材等を保管する場合には、落下防止対策をとる。			
13	・はしごや脚立を使用する場合は、落下防止対策をとる。			
14	・小屋内でつまづかないように整理整頓し、十分な明るさを確保する。			
15	・危険性を喚起する表示をする。			

他に考えられる独自の対策・ルールを以下に記入しチェック

16		取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				

製茶工場編

工場責任者:

製茶機械管理責任者:

エネルギー管理担当者:

出荷担当者:

製茶工場編

1 「安心安全な茶製造を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-1-1	必須	食品衛生に関する管理運営基準の理解	京都府の定める「食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例」中の管理運営基準を把握し、茶製造における危害要因の特定と検討の参考にしている。 (※茶製造における一般衛生管理ポイント参照)			
2-1-2	必須	製造工程の明確化と危害要因の特定と検討	生葉の受入～荒茶の運送・引渡しまでの製茶工場における製造工程を文書化して整理し、特に重点管理すべき危害要因があるか検討している。			
2-1-3	必須	農産物の安全を確保する対策・ルール・作業手順の決定	2-1-2で見いだした製茶工場の中にある危害要因を無くして、茶の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化(表示・掲示でも良い)している。その対策・ルール・作業手順は、別表3の一般衛生管理のポイントを参考とし、それ以外に製造工程などの固有の講ずべき危害要因があれば、独自のものも作成し、あわせて実践する。			
2-1-4	必須	対策・ルール・作業手順の周知と実施	2-1-4で定めた対策・ルール・手順を作業員全員に周知、指導している。			

2 「農業労働の事故を防ぐために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-2-1	必須	作業における危険箇所の把握	製茶工場内において作業者のケガや事故が発生することが考えられる危険な作業・危険な場所について一覧表などで整理している。作業内容・作業手順・機械に変更があった場合には、一覧表を修正している。			
2-2-2	重要	事故の防止対策	上で整理した一覧表に基づき、事故を防ぐための対策・ルール・作業を作成している。対策やルールの設定の具体例としては、別表4を参考とし、実情に応じて独自の対策も考える。			
2-2-3	重要	事故防止対策の作業員への周知徹底	①工場内で作業を行う全員に対して、対策やルールを周知している。			
			②危険性のある箇所・作業には、作業員に注意喚起を促す表示をしている。			
			③作業員の間で事故になりかねない危険な事例の情報を共有している。			
			④機械類の誤操作を防ぐ対策をとっている(カバー設置等)。			
2-2-4	重要	危険な作業に対する作業員の制限	①安全のための十分な訓練を受けたことが記録で分かる			
			②酒気帯び者・薬剤を服用し作業に支障のある者・病人・妊婦・年少者・必要な資格を取得していない者、ではない			
			③高齢者に対する作業分担の配慮をしている			
			④安全を確保するための適切な服装・装備を着用している			
			⑤一日あたりの作業時間の設定と休憩の取得をしている			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-2-5	必須	労働安全衛生に関する公的資格・講習	専門技能が必要な作業について、公的資格を保有または講習を修了した者がいる。(例:危険物取扱者・フォークリフト運転技能講習・乾燥設備作業主任者・ボイラー取扱技能講習等)			
2-2-6	重要	安全な農業機械の使用	①安全装置の確認、使用前点検、使用後の整備等は、機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で実施している。			
			②機械・設備の安全を損ねるような改造を実施していない。			
2-2-7	必須	適切な燃料の保管管理(その1)	①燃料類の周辺は、火気厳禁にしている。			
			②危険物は、消防法及び地方公共団体の火災予防条例に定める指定数量に関する取り決めを遵守して保管している。			
			③適切に消火設備を配置している。			
2-2-8	重要	適切な燃料の保管管理(その2)	①燃料類は、ひび割れやキャップ・栓の閉め忘れ等がなく、漏洩を防止して保管している。			
			②ガソリンは、専用のスチールの容器で保管している。			
2-2-9	努力	適切な燃料の保管管理(その3)	①使用しない時はバルブをしっかりと閉めている。			
			②燃料タンク等の転倒防止対策を講じている。			
			③危険物表示を行っている。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-2-10	必須	労災保険への加入	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。 (常時雇用の従業員が5名未満の個人事業を除く)			
2-2-11	必須	最低賃金の遵守	従業員・雇用者の最低賃金は、法律を遵守している。			

3 「環境にやさしい茶製造を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-3-1	必須	廃棄物の適切な保管と処理	①廃油・廃プラスチック・その他環境を汚染する可能性のある廃棄物を、保管場所を決めて適切に保管している。			
			②廃棄物は、地方公共団体の指導に従い、適切に処理している。			
			③使用済み農業資材を、野焼き、放置、埋め立てしていない。			
2-3-2	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクル	製茶工場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ①廃棄物の減量			
			②決められた場所に分別して保管			
			③リサイクルの努力をしている			
2-3-3	努力	エネルギー使用量の把握	電気・ガス・重油等のエネルギー使用量を把握し、節約に役立てている。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-3-4	重要	省エネルギーの努力	<p>機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫をしている。 (取り組み例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い機械・施設を選択する ・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている ・作業工程を見直し、作業効率を上げる ・不要な照明は消灯する 			

4 「安定的な経営のために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-4-1	必須	茶工場の基本的情報	工場主が茶工場について、下記の最新情報を把握している。			
			①茶工場の名称			
			②茶工場の所在地			
			③製造品目(もみ茶・てん茶)と最大生葉処理量/時間			
			④茶工場周辺の状況が分かる見取り図			
			⑤茶工場のレイアウト図 (エネルギー・水の関連設備、製造設備・機械、資材・工具・油類・掃除用具等の置場、入出荷口、出入口、靴の履き替え場所、休憩・喫煙場所、飲食場所、トイレ、更衣場所、手洗場、廃棄物置場等)			
2-4-2	必須	責任と権限	<p>下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工場責任者 ②製茶機械の管理責任者 ③エネルギー管理の責任者 ④出荷責任者 			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-4-3	重要	茶工場の設備・機械の適切な保全	①茶工場関連の設備・ボイラーや製茶機械等の機械類は、年1回以上の定期点検・整備、及び必要に応じて始業前点検を行っており、設備・機械の不良による労働事故、農産物汚染、環境汚染等を防いでいる。			
			②設備・機械の定期点検・整備及び修理の記録を残している。			
			③外部の点検・整備(修理を含む)サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。			
2-4-4	必須	自己点検の実施	宇治茶GAPの自己点検を年1回以上行っている。			
2-4-5	重要	信頼できる自己点検	自己点検は、宇治茶GAPを十分に理解している者が行っている。 例えば下記の方法がある ・宇治茶GAP指導員と共同で行う ・宇治茶GAP指導員による十分な指導の下で責任者が行う			
2-4-6	必須	自己点検からの改善	自己点検の結果、できなかった項目を改善している。 また、そのことが記録で分かる			
2-4-7	必須	記録の保管管理	宇治GAPに関する記録(宇治茶GAP点検シート、台帳など)を保管している			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-4-8	必須	荒茶の出荷と製造情報のつながり	荒茶の出荷について下記の内容を記録している。 ①出荷先			
			②出荷日			
			③出荷数量			
			④荒茶製造ロット			
2-4-9	必須	搬入生葉と生葉摘採情報のつながり	搬入された生葉の履歴が記録で分かる。			
2-4-10	必須	荒茶の製造と搬入生葉情報のつながり	荒茶製造ロット毎に、生葉の受け入れ記録が特定できる			
2-4-11	重要	訪問者に対する注意喚起	設備修理業者、見学者等の外来者に対しても、安心安全な茶づくり、農業労働事故防止、環境への配慮上必要な対策を伝達して入場させている。			

別表3： 2-1-3 一般衛生管理ポイント（農産物の安全を確保する対策・ルール・作業手順の例）

No.	対策・ルール・作業手順の例	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1	<p>生葉コンテナやボイラー及び茶葉と接する機械設備の洗浄に使用する水、及び作業員の手洗いに使用する水が、水道水以外の場合には、公的検査機関、または厚生労働大臣が指定する検査機関に依頼して、年1回以上の水質検査を受け、飲用可の水であることを確認しその記録を保管している。</p>			
2	<p>水を殺菌・浄水して使用している場合には、殺菌・浄水装置の作動状況を1日1回以上点検し、その記録を保管している。</p>			
3	<p>貯水槽を使用している場合は、定期的に清掃し清潔にしている。 法令に定められている場合は、水質検査を実施しその記録を保管している。</p>			
4	<p>ボイラーのスケール(カルシウム・マグネシウム等の付着物)の防止に使用する添加剤は、食品衛生上問題がないものを使用している。</p>			
5	<p>①茶工場外部からの工場内部への、ねずみ族・昆虫及び鳥獣類の進入を防止する対策を取っている。 例：穴や隙間を塞ぐ、開放厳禁の措置、網戸・ネット・トラップの設置、光の管理等。但し、忌避材を使用する場合には、食品衛生に影響のない方法で実施する。 ②ねずみ、昆虫及び鳥獣類の棲家・繁殖場所となる可能性のある場所は、清潔な状態にしている。特に飲食をする場所や茶埃の堆積しやすい場所の管理に注意を払っている。</p>			
6	<p>①ねずみ・昆虫の発生しやすい場所を選定して、粘着性捕獲器等をセットしている。 ②設置状況と捕獲状況について年2回以上記録して保管している。 ③捕獲状況から対策の見直しが必要な場合には実施している。 ④駆除が必要な場合には、食品衛生に影響のない方法で駆除を行っている。(殺鼠剤等の薬剤を使用する場合には保健所に相談する)</p>			

No.	対策・ルール・作業手順の例	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
7	<ul style="list-style-type: none"> ①屋外の排水溝及び廃水枡は、定期的に清掃されている。 ②茶工場周辺の植栽は、昆虫・小動物を誘引しないように配慮している。 ③工場周辺に昆虫の発生し易い水溜りが放置されていない。 ④工場周辺で除草剤・防虫剤・その他の化学物質を使用する場合には、茶工場内へのドリフト及び茶葉への汚染を防止している。 ⑤周辺の農場からの農薬散布で、茶工場内に農薬がドリフトし、残留が心配される場合には、防御対策をとっている。 ⑥茶工場の加工エリア及びその周辺に、家畜やペットを持込んでいない。 ⑦掃除後の茶シブ・茶埃・植物残渣等の廃棄物置場が衛生的に管理されている ⑧喫煙場所・禁煙場所が明確になっている。 			
8	<ul style="list-style-type: none"> ①窓ガラスや壁材・床材の割れによる異物混入防止の対策をとっている。 ②雨漏りがない。また、天井材の剥がれ、落下による異物混入防止の対策をとっている。 ③アスベストが使用されているか確認し、使用されていた場合には対策を取っている。 ④照明が割れて飛散する可能性がある場合は、飛散を防止する対策をとっている。 ⑤内部排水溝は衛生的に管理されている。 ⑥農薬・家庭用殺虫剤・肥料・農機具を加工エリア内に置いていない。 			
9	<ul style="list-style-type: none"> ①床、壁、天井、柱、梁等の構造物の破損、剥離、錆、その他劣化による異物混入を防止する対策をとっている。 ②茶埃を定期的に除去している。 ③コンベヤ等の製造ラインが床より下にある場合は、床からの異物混入防止対策をとっている。 			
10	<ul style="list-style-type: none"> ①外履きと内履きのエリア分けが明確になっている。 ②衛生的で、異物混入の防止できる服装・帽子・内履きで入場している。 ③携帯電話・財布・タバコ・ライター・鍵・装飾品等の私物の持ち込み、着用に関して、異物混入防止ができる対策をとって入場している。 ④爪は長すぎず、付け爪やマニキュアをしていない。 ⑤手指に化膿を伴う外傷を負っている者は、茶葉にふれる業務には従事させないようにしている。 ⑥毛髪等、着衣への付着物由来の異物混入を防止する対策を取っている。(例えば粘着ローラー掛け等) ⑦手洗い設備が設置されており、流水・液体石鹸・清潔な手拭き(ペーパータオル等)・消毒が利用可能である。 ⑧手洗い手順が表示されていて、その手順に従って手洗いを実施して入場している。手洗いは、茶葉に触れる作業に従事する場合に必ず実施している。 			
11	<p>設備修理業者や見学者等の外来者に対しても、上記のルールを理解してもらった上で、守ってもらっている。</p>			

No.	対策・ルール・作業手順の例	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
12	<ul style="list-style-type: none"> ①トイレは、加工エリアから隔離された場所に設置されている。 ②トイレには手洗い設備が設置されており、流水・液体石鹸・清潔な手拭き(ペーパータオル等)・消毒が利用できる。 ③手洗い手順が表示されていて、用便後は、その手順に従って手洗いを実施している。 ④トイレは清掃、消毒が実施され、清潔に維持されている。 ⑤トイレの履物は、工場内部の履物とは区別して履き替えている。 			
13	<ul style="list-style-type: none"> ①飲食及び喫煙をする場所を決めており、工場の製造ラインに衛生的な影響を及ぼさない。 ②飲食及び喫煙をする場所には、ゴミ箱・灰皿が用意されており、衛生的に保管・処理されている。 ③飲食物は、ケース等に保管されている。 ④生ゴミ・汚物は、定期的に処理している。 			
14	<ul style="list-style-type: none"> ①工場外縁、工場内部、設備機械及び運搬車両を定期的に清掃または洗浄している。 ②構造物・機械設備・運搬用の車両の破損、塗料の剥離、錆、ネジ・部品等の緩み、油類の漏洩、その他劣化による異物混入・汚染を防止するように、定期的な点検・修理を実施している。 ③上記の清掃・洗浄・点検のルールは文書化されており、実施責任者、実施時期、実施内容が明確になっている。 			
15	<ul style="list-style-type: none"> ①掃除用具・ヘラ・工具・部品・箕等の備品自体の破損、劣化による異物混入・汚染の防止対策を実施している。 ②掃除用具は、直接茶葉に触れる製造ラインを掃除する道具とそうでないものを区別している。 ③掃除用具・ヘラ・工具・部品・箕等の備品の保管場所が決まっている。使用時以外は、所定の保管場所に戻されている。 ④掃除道具は、床から離して埃だまりを発生させないように管理している。 ⑤コンプレッサーは、水分や油分を除去した衛生的な圧縮空気を提供できるようにしている(フィルターの定期交換等)。また、除去された油や水分が床を汚染することなく適切に処分されている。 			

No.	対策・ルール・作業手順の例	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
16	①修理や掃除・洗浄で発生した廃棄物は、確実に撤去して廃棄物保管容器に廃棄している。 ②廃棄物保管容器は、誤って製品と混じらないように識別して保管している。 ③茶シブ・茶埃等の植物残渣は、不衛生な状態で加工エリア内に放置されていない。 ④茶葉が触れる製造ライン上の部品に注油する場合には、食品専用の油を使用している。 ⑤油類、塗料、薬剤等の化学物質の保管場所を決めて保管している。使用時以外は、所定の保管場所に戻されている。			
17	機械設備の点検・修理業者等、外部の関係者にも上記の該当部分を周知し、遵守させている。			
18	①大海・ダンボール・梱包資材等の保管場所を決めて保管している。 使用時以外は、加工エリアに放置されることなく、所定の保管場所に戻されている。 ②大海・ダンボール・梱包資材等は、床に直置きされていない。			
19	①商品の梱包・包装前に除鉄装置を設置している。 ②除鉄装置は定期的に保全されている。			

他に考えられる独自の対策・ルールを以下に記入しチェック

No.	対策・ルール・作業手順の例	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

別表4 2-2-2 農業労働の事故を防止する対策・ルール・作業手順の例

No.	対策・ルール・作業手順(例)	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1	床の配管で、つまずかないようカバーをつけるなど対策を取っている。			
2	内部の排水溝には、蓋をしている。			
3	地下ピットへの転落を防止する対策を取っている。			
4	配電盤、制御盤の漏電防止措置をしている。			
5	機械に巻き込まれないよう安全フレームをつけている。			
6	製茶機械の点検や清掃の際には、主電源を完全に切ってから実施している。			
7	機械の電源を入れる際には、大きな声を掛ける等で作業者の安全を確保している。			
8	高所作業の際には、ハシゴや脚立の固定等、安全対策をしている。			
9	危険箇所には、注意を促す表示をしている。			
10	巻き込まれ防止のため、袖口の締まった着衣で作業している。 異物混入防止のためにポケットのない着衣で作業している			

他に考えられる独自の対策・ルールを以下に記入しチェックしましょう

No.	対策・ルール・作業手順(例)	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				

宇治茶GAP実践誓約書

私は、宇治茶の生産者及び産地がこれからも持続的に発展していくことを目的に、宇治茶GAPの実践に取り組むことを誓約いたします。

なお、宇治茶GAP研修会の受講や指導者による指導・助言に基づき、宇治茶GAP点検シートにより自己点検を実施した結果、下記の改善点が見出されたので、すみやかに改善に取り組めます。

また、宇治茶GAPの承認に向けても、取り組みをすすめていきます。

【宇治茶GAP研修会の受講確認欄】

開催日	月 日	開催場所	
-----	-----	------	--

【茶園管理編】

改善に取り組む事項(なにを)	改善方法(どうするのか)	点検シートNo.

※ 少なくとも一つは記入して下さい。なお、製茶工場の方は記入不要です。

【製茶工場編】

改善に取り組む事項(なにを)	改善方法(どうするのか)	点検シートNo.

※ 少なくとも一つは記入して下さい。なお、全量を委託加工に出されている生産者の方は記入不要です。

『まずは、リスクの高いところから、出来るところから取り組んでいきましょう。』

平成26年 月 日

住所：京都府

氏名：



宇治茶GAP実践確認証

貴殿から提出された宇治茶GAP実践誓約書につきまして、内容等を確認した結果、宇治茶GAP実践者と認めます。

平成26年 月 日

宇治茶GAP推進プロジェクト

宇治茶GAP推進プロジェクト

(京都府、J A京都中央会、京都府茶生産協議会、茶産地J A、
J A全農京都、(公社)京都府茶業会議所、京都府茶協同組合)

印刷：京都府茶生産協議会

〒601-8585 京都市南区東九条西山王町1

TEL 075-681-4325

FAX 075-692-2087